

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

令和3年12月21日（火曜日）

経済建設委員会

日時 令和3年12月21日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 議案の審査
第143号議案 「質疑・討論・採決」
第144号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 請願の審査
令和3年請願第1号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願書
「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 齊藤竜也 副委員長 鈴木長良
委員 小林秀徳 柴田賢治郎 小野田直美 滝川健司
議長 長田共永

欠席委員 なし

参考人

白井倫啓 松井 寛（補助者）

紹介議員

浅尾洋平

説明のために出席した者

産業振興部、建設部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 大場隆佑

開 会 午前9時00分

○齊藤竜也委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、17日の本会議において本委員会に付託されました第143号議案及び第144号議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第143号議案 新城市鳳来寺山パークウェイ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 本会議で、こちらの駐車料金と維持管理費が大体同じということで、2,253万円ということをおっしゃったと思うんですけど、この維持管理をするというのはこの頂上のパークウェイのみの料金ととんだというような意味だったのでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 駐車場の中にトイレもございまして、そちらのほうのトイレの維持管理費も含んだものとなっております。

○齊藤竜也委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 という質疑をしたのは、実は第3条に湯谷駐車場と遊歩道がまとめて管理するというようなことで入っているのですが、こちらの管理費用というのはまた別ということよろしいでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 申し訳ありません。そちらの施設の維持管理も含めたものとなっております。下の駐車場です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 維持管理ということですが、けれども、どういう形態で維持管理というか、駐車場の管理の形態というのはどういうこと

を想定されているのでしょうか。令和4年度の債務負担行為で1,600万円ほど委託料があるので、これをシルバー人材センターに委託するのか、それはどういう形態、何時から何時までとか、シーズン、オフシーズンあるんですけど、365日なのかとか、その辺について少しお願いします。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 山頂駐車場の利用は通常は朝8時から午後6時まで、それで特別拝観、これから来ます年末年始は12月31日は11時から1月1日午前8時までで時間は設定してあります。

先ほど言われたように、常には2人料金所に詰めさせていただいて、料金徴収を行い、またトイレ掃除とかしていただくように考えております。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 指定管理による管理ということなので、指定管理をどういう形でやるのか、シルバーなんて言ってしまったけど。

そういう形になるのかななんて想像で言っただけでしたが、どういった形で指定管理を発注されるのか、今までは県の公社が多分直接ではない、またどこかへ下請に出していると思う、それと似たような形で地元雇用に結びつくのかとかその辺について少しお願いします。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、滝川委員がおっしゃられたように、現在は道路公社が民間の事業者指定管理をお願いしております。駐車場が若干狭くなったりだとか、形態が変わるものですから、令和4年度に関しましては市が実施するんですけども、料金徴収の業務委託を今、滝川委員がおっしゃられたように市内の方に何とか、もう普通にやっけてしまうと、また道路公社が指名していた業者だとか市外の業者になってしまうので、できることならば市内の関係する、特に観光に携わる

ような方たちに業務の委託をお願いしたいと考えております。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 地元で雇用が生まれるような形で発注をお願いしたいと思っております。

そんなことを聞いておいてこんなことを聞くのはおかしいかもしれませんが、要するに、無人化という言葉を考えて入れなかったのか、ゲートがあってカードを使ってお金を払えば出れるのか。料金管理でセキュリティーの問題があるかもしれませんが、無人化にすれば当然そういった維持管理費、委託もかなり軽減できると思うんですけども、そこまでの配慮はしなかったのか。

運営形態としての安全性から人による管理ということなんでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 システム、機械による料金管理等検討はさせていただきまして、防犯上の観点から当初は人による料金徴収を行って、それからゲートつきで料金を徴収するようにしてもいいのではないかとということで、今、現在は人による料金徴収を考えております。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 場所があんまり、ああいうところなもので、夜間は当然あれですけども、1日ごとに料金を回収していけばそれは問題ないのかなと思ったんですけど。

あと、それと料金表が出ていますけども、220円、550円、1,100円とかこれはキャッシュレスを対応した管理になっているんでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 現在、キャッシュレスは考えておりません。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その辺も対応が難しいのかもしれませんが、端末だけあればできるのか分かりませんが、小銭が大分要るようで

すのでその辺うまく工夫した管理をされれば、お金の管理も楽になるのかなと思っておりますので、ぜひ検討してってください。

私のほうからは以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 料金のことが出ましたので、料金で1つ。

通常はこの料金だということなのですが、例えば、観光地でよく行く混雑時に料金を上げるとかそういうことは検討されたのかどうかお伺いします。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 条例の最後のほう、別表になるんですけども、そちらのほうに繁忙期は2倍の料金を取らせていただくようにしております。

○齊藤竜也委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 あと、繁忙期のことなのですが、今回行者越の駐車場も一緒に移管されるということなのですが、こちらは日頃余り使っていないということなのですが、今まで繁忙期にそこを開けて利用するということはあったのかどうか、お伺いします。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 愛知県道路公社が管理しております、現在も管理しているんですけども、行者越の駐車場を駐車場として料金を取るということはしていません。

○齊藤竜也委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 料金を取るということではなくて、繁忙期に開けたということはあるのかどうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 いま現在は豊岡門谷線という県道から支線というもので鳳来寺のパークウェイ、上に上がっていくんですけども、その支線部分で車を常に夜は止めるということをしておりまして、行者越の駐車場

は今は常に開いている状況なので、止めたい人はいつでも止められるよという形で、営業の方だとかはそこに止まっておられます。

○齊藤竜也委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 繁忙期はそこに止めるお客さんというのは多いんでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 県道、支線部分は歩行が禁止されているので、止めて観光客が歩くことはございません。山に来られる方は、行者越に止められて、東海自然歩道を通って、本堂東照宮のほうへ行かれるには距離が非常に短いので、歩かれる方は下にあります足湯のところにある駐車場に車を止められて歩いているというのが現状です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと駐車台数だけ確認させてください。

別表にあります自動二輪と普通車、大型車というのはマックス何台止められるのでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 普通自動車が90台で、身障車が2台で、大型バスが3台、自動二輪は特別枠はないという状況です。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 繁忙期にかなり渋滞が発生していますよね。その辺の対策とかなんかあるのか、やむを得ないということなのか、鳳来寺線のバスがここまでたどり着けない状況も発生すると思うんですけど、そういうことも含めて何か渋滞対策というのは考えていらっしゃるのかお伺いします。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、滝川委員がおっしゃられたように、渋滞になったときは行者越の駐車場を開けさせていただいて、行者越駐車場手前で止めて、そこでコントロールをす

ると。それで、行者越駐車場からシャトルバスなりで、車はその区間は動かないことになるのでその間はピストンで送ることは考えております。

今年度も物すごく渋滞になるようだったら、それに取組もうと道路公社とは話はしていたんですけども、そこまでは行かず500メートル、700メートルぐらいの渋滞で済みましたので、検討はしております。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 行者越に誘導するという対応だと思うんですけど、では、市のバスはここまで行ける状況は確保できているのかということを確認します。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 市のバスは行者越手前で渋滞に巻き込まれるので、そこまで対応は、今、考えていないです。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 バス停まではたどり着けなくてユーターンしてしまうということですよ、はい。やむを得ないかもしれませんが、そんなのでいいのかなと思う。

それと、その行者越の駐車場もそういうときは当然有料で、その場で料金をいただくような体制になるんでしょうか。

○齊藤竜也委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 令和4年度に関しまして業務委託になるものですから、駐車料金ではなくて交通整理料にして業務を委託した先が実施すれば、今、滝川委員がおっしゃられたようになりますけども、指定管理をしたときには指定管理先の裁量で通常に交通整理料として千円取って、そのお金でバスを補っていくというふうに考えております。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第143号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第144号議案 新城市営住宅管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 こちらは、今まで中所得者対応だったのが、中所得者として2名入っているんですけど、なかなか余り入っていただけないということでそれ以外のところを低所得者が入るという形にするということなんですけど、これの低所得者向けにした場合、入る見込みというのはどう考えてみえるのか教えてください。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 見込みですが、現在も低所得者向け住宅というのは一般の市営住宅で管理していくということになるんですが、作手地区におきましても市営住宅に関しては空きがほぼない状態で推移してきたんですが、この特定公共賃貸住宅につきましては、平成29年に5戸、その翌年には2戸となって、平成30年から現在に至るまで2戸、8戸が空いた状態が続いていたということでありますので、ここに関して市営住宅に切り替える。

また、明和住宅と川合住宅が耐用年数を迎えているということでありますので、こちらの住宅を統合していきたいと考えておりますので、その受入れ先ということで優先的に確

保したいと思っております。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 この城山ハイツは築何年ですか。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 建築年数ですが、平成8年に建築しておりますので25年です。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 25年というところかかなりたっていると思うんですけども、老朽化等による不具合等、あるいは耐震性とかシロアリとか、これ木造でしたよね。その辺の対策はちゃんとしてあるのかお伺いします。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 現在ですが、給湯器系がちょっと故障が多いということで、8戸全戸について給湯器の修繕及び外壁がちょっとへたってきておりますので外壁の塗装、屋根の修繕等を行っていく予定であります。

なお、耐震については平成8年の建物であるということと、あと木造ではなく鉄骨でありますので構造については問題ないかと思えます。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

それから、8戸と2戸、全10戸ということだと思っておりますけど、入居率と入居状況も、長年入られている方も見えるのか、その辺についてお願いします。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 まず、入居率ですが、平成27年に8戸の80%、その翌年平成28年に6戸の60%、平成29年に50%、平成30年から20%の状況が続いております。

それと、あと入居者でございますが、現在入っている2戸のうち一番長い方が平成10年に入られて現在おられるということで、23年になります。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 かなり長期間入られている方と、今のところ2戸しかないということで、その辺の何か今回の改正もその辺を見据えた対策だとは思いますが、それだけで入居をもっと上げるという対策になるのか、今までの状況からそれだけの対策で利用率が上がるのかなというのは疑問なんですけども、そういった声があったのか、そういった要望があったのか、それに伴う改正なのかその辺をお願いします。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 ここにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、川合住宅が10戸、それと明和住宅が5戸ありまして、現在13名の方が入居されているわけですが、この方たちの耐用年数を超えているということで、住宅の受入れ先にもと考えておりますので、そちらの方の、何名見えるかはまだこれからの話し合いになるんですが、そちらの方のまずは受け入れ先としては優先的に確保していきたいと考えております。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういう方の受け入れ先ということは分かりました。

もともとの入っているところがかなり老朽化しているとかそういうことだと思うんですけど、それを城山のほうへ移りたいといった場合には、要するに引越し費用も自己負担にならざるを得ないですね。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 現在、城山に入っている方がほかの部屋というと自己負担になるんですが、明和と川合から移られる方は補助要綱に基づきまして芳ヶ入住宅の建替えとか、原住宅を壊したときの移動とかと同じ条件で引越し費用を補填する予定でございます。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はございませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 先ほどのやり取りを聞かせていただいて1つ伺いたいの、川合住宅と明和住宅が今回こちらのほうが受け皿になるというお話でした。

今、この城山ハイツに入ってみえる方というのは御家族で入ってみえるのか、単身で入ってみえるのか。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 1戸が単身で、もう一方が御家族で入られて、御夫婦だそうです。

○齊藤竜也委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうしますと、川合住宅と明和住宅もここは家族対応ということでよろしいですか、こちらに入ってみえる方も。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 家族の方は家族のまま移っていただきますし、家族で対応して引越しをされるということであれば家族で皆さんそのまま移っていただくという、そのときの事情にもよると思いますが。

あとは今後話し合いの中でそちらはやっていくところなんです、そのまま住んでいただけなのであれば払下げ等も考えていきたいとは思っております。

○齊藤竜也委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 城山ハイツが3DKで5万円、2DKで4万円という家賃だとお聞きしています。

これは、川合住宅から同じような、例えば2DKだったら2DKに移る場合の金額の差とかはあるのでしょうか。

○齊藤竜也委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 特定公共賃貸住宅の場合は建設当時の建設費等から家賃が決められて固定になるんですが、耐用年数を考慮してというのは35年だったと思う、ちょっと年数は分からないんですけど、そういう決まりがあって、4万円、5万円と固定の家賃で定められておるんですが、市営住宅について

は毎年収入とその住宅の耐用年数が古くなっていくとそれを考慮した家賃で決められますので、全体的にまた低所得者向けの家賃設定が必要となりますので、現在の城山ハイツより安い金額で、計算していないので分かりませんが、立地条件とかあと住宅の古い新しいがありますので、そこで家賃が若干上がる可能性はありますが、現在と城山ハイツのような5万円、4万円になることはないと思います。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第144号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
請願審査のため暫時休憩します。

休 憩 午前9時27分

再 開 午前9時30分

○齊藤竜也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
請願者、新城農民連代表者、白井倫啓氏から提出されました令和3年請願第1号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願書を議題とします。

本日は、参考人として、代表者、白井倫啓さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として松井寛さんの出席も許可しております。

また、説明のため紹介議員として浅尾洋平議員の出席も得ておりますので併せて報告します。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、また寒い中、足を運んでいただきありがとうございます。経済建設委員会の請願審査のために御出席いただき、ありがとうございました。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。よろしく申し上げます。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から請願に関しての御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

紹介議員にはその後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、白井さん、よろしくお願いいたします。

○白井倫啓参考人 おはようございます。

今日は、私どもの請願に対しましてこういう場所をつくっていただきましてありがとうございます。

今回、請願団体ということで新城農民連で出させていただいたんですが、新城農民連御存じの方もおられるかもしれませんが自己紹介ということで、新城農民連を紹介させていただきます。

新城農民連というのは、農民運動全国連合会の中の協力組織としてこの新城市に30年近く前に設立された団体になります。中心は米を扱ってきています。30年前、設立当初というのは、3千俵を超える米を名古屋の消費団体と連携してというかお米でつながっていま

した。現在、1千俵ぐらいになっています。価格も当初は2万円を超えるような価格だったんですが、前ははその価格は当然維持できず、全国的な米の下落の中で私たち新城農民連の取扱価格、数量も下がってきております。

今回、特にコロナで今回の請願につながるわけですが、全国的に米の値段1俵9千円、1万円を切るというような状況になってきて、永続的に米農家を守るために何が必要かということで、今回の請願に至ったということになります。

詳しくは、また事務局の松井から説明をさせていただきますが、私のほうからは新城農民連の紹介と、それと、全国的なコロナに対する米の下落、この影響の深刻さについて皆さんにぜひ今回考えていただき、今後も新城の米農家を守り、新城市の田畑を守っていくという、農家を支えていただきますような御審議をお願い申し上げます。

それでは、事務局の松井から請願の説明をさせていただきます。よろしくお祈いします。
○松井 寛参考人補助者 今、紹介されました新城農民連の事務局をやっております松井寛といいます。よろしくお祈いします。

請願の趣旨の説明なんですけれども、新型コロナウイルスの影響により、昨年お米の需要が結構減りまして、在庫がかなり出たということで、今年の2021年産米については政府の生産調整で結構減反したんですね。生産者サイドも結構作る量を減らしたんですが、それでもやっぱり米価が暴落しました。

今、金額の話が少しあったんですけども、農水省が出しているお米の60キロ当たりの生産費というのが令和2年産でいうと1万5千円ぐらいなんですけれども、今年の例えば農協の買入れ価格がやっぱり1万円ぐらいになってしまっているという状況です。

そんな状況の中で、政府も対応しているんですけども、なかなか効果が不透明なところがありまして、さらには国内需要に関係の

ない輸入米、ミニマムアクセス米がいまだに輸入され続けていると。ここに対してちょっと気になることは、毎年77万トン海外から輸入しているんですけども、もともと日本のお米の消費量の何%かを計算して、その数量を輸入していたのが77万トンなんですけれども、当時と比べて26年間で日本のお米の消費量が4分の3に減少しているんですけど、輸入量は一切減らさないと。それは少しおかしいのではないかということでこの輸入米、どうにかならんかなという内容です。

それと同時に、今、コロナの影響で全国各地で仕事を、例えば失ったり、学生でもバイトができないといったことで生活が苦しい方がふえています。そういった方たちに食料支援としてお米がかなり喜ばれている現状があります。そういった中で、過剰在庫があるのであればそれを生活に困っている方たちに配布してもらったらどうかということも求められています。

コロナというかつて誰も経験したことのない状況の中で、農業者と経営、地域経済を守るためには、これまでの政策的枠組みに捉われない対策が求められるのではないかと考えて、そういった趣旨で今回請願を出させていただくことになりました。

そういった趣旨から、3つの事項について意見書を政府関係機関に提出することを今回求めています。

その3つというのが、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2つ目、政府が買い上げた米をコロナ禍による生活困難者、学生などへの食料支援で活用すること。

3番目が国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施することとなっております。

す。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齊藤竜也委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見は終了しました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから発言をしてください。また、委員に対しての質疑はすることができませんので御了承をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 請願の提出、ありがとうございます。

ちょっと確認したいんですけど、こういった請願というのはもう国に対してやるには、やっぱり全国的レベルで、全国組織的な連携をもってやらないと、請願団体農民連さんだけがやって、意見書を採択して出しても余り効果がないと思うんですね。

やっぱり、多くの団体が同じ思いで国に対して一斉に声を上げる、そういう連携というのがあるのかなのか、その辺がよく分からないんですね。

農民連が先ほど全国組織的なような話があったんですけど、そういうところが全国の自治体でこういう活動をされた上での請願で、国に対してそういった意見を出していくという流れでないとなかなか一地方自治体が出しただけでは効果がないと思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えですか。

○齊藤竜也委員長 松井さん。

○松井 寛参考人補助者 今、おっしゃられたように、全国組織で、確かに全国で取り組んでいます。例えば、愛知県で言うと、東栄町、設楽町、豊川市、蒲郡市、あと豊橋市は間に合わなかったのかな。といったところで、各地で請願を出しております。

全国でも同様に出しておりますので、おっ

しゃられたとおり、私たちだけがやっても正直そんなに効果はないと思うんですけども、全国で取り組んでおりますので、これで少しでも状況が改善されたらいいかなとは思っております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっとその辺の様子が分からなかったものですかからお聞きしました。一応、全国でどういった団体がそういうふうに加わっていく、特にJAとかそういうところも加わっているのかとかその辺がよく分からなかったんですけど。

そういったある程度大きな全国組織的なものまでやるのか、あくまで民間レベルのいろいろな各種団体というんですかそういった生産者団体がこの請願運動に取り組んでいるのか、その辺はいかがですか。

○齊藤竜也委員長 松井さん。

○松井 寛参考人補助者 例えば、地域によって違うと思うのですが、愛知県で言うと農協と取り組んでいるということはないんですけども、各地域、各県でそれぞれ規模が違うので、私が全て把握はできてないです。すみません。

○齊藤竜也委員長 白井さん。

○白井倫啓参考人 補足になるかどうか分かりませんが、現在、各地で、先ほど松井のほうから話させてもらったんですけど、この東三河でも各自治体に請願を出しておりますし、全国見ますと、同様な請願が採択されて意見書として国に上げられているという自治体も出てきています。ネットを調べていただければ、三重県も三重県議会自体が出しているのではないかと思います。

米というのが日本では瑞穂の国ということで、米があつて農業が成り立ってきた、国土を守ってきたということがありますので、こういった事態に対して、例えば請願という形で、今回新城市議会の皆さんに検討していた

だくというような機会を持っていただくことができましたけども、議会としても実際新城市の米農家の状況もこの機会に考えていただいて、ぜひ今後の永続的な米作りのために請願を採択していただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

アクセス米のことについてお伺いをしたいんですけども、これ何とか対策をしていかなないとなかなか大変な状況になってくると思うんですけども、これは政策的にアクセス米に対するコントロールみたいなものは全くできない状況のものなんでしょうか。

○齊藤竜也委員長 松井さん。

○松井 寛参考人補助者 できると思って請願しているというか、やってほしいなということ国に伝えてはおります。

ただ、難しい理由が分からないんですけども、何か難しいみたいですけども、正直その辺はできるとしてこちらは言っております。

これまでの政府の動きを見て、バターだとか脱脂粉乳だとか小豆、そういったものは国内の状況に合わせて輸入量を調整できているんですが、なぜかお米だけは手をつけられないという状況ですので、ほかの品目ができているんだっただけならできるんじゃないかと私たちは考えてはおります。

以上です。

○齊藤竜也委員長 白井さん。

○白井倫啓参考人 アクセス米の件なんですけど、この請願の趣旨の中、下のほうに「コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます」というこの1つがミニマムアクセス米をこれからどのように扱って

いくかということにつながると思うんですね。

日本の米政策の中で、自由化を守るとか、大義名分の中でアクセス米というのが出てきたと思うんですね。自由化を阻止するから、一定数量輸入を認めるというような流れの中で、果たしてそれで米農家が守れたのかということを考えていきますと、米の下落というのは正直コロナがなくても毎年毎年下落していきます。JA愛知東でも、あいちのかおりで見っていきますと、毎年毎年200円ずつぐらいい下がってきています。

こういったこれまでの米政策で米の下落を止められないと、この流れを止めていくというのも今回の大きな請願の趣旨になります。できないということで、アクセス米を幾ら米の需給状況が変わっても、これに手をつけられないということであれば、逆に米の下落というのがさらに進んでいく可能性があると思いますので、その点についても御検討いただければと思います。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 請願事項なんですけど、この3つ読ませていただきますと、当面の措置という色合いが濃いような気がします。先ほど、お話をされたことを考えると、プラス今後のこともしっかりと考えていってくださいよというこの二面性があるように思うんですが、そのあたりどうでしょう。

○齊藤竜也委員長 白井さん。

○白井倫啓参考人 確かに、二面的に考えていただくということになるかとは思いますが。

特に、今回はコロナ禍という緊急事態になっています。大幅に米余りが進んでしまった結果、米価の下落が進んでいるということになります。根本的には米の下落というのは止まっていますので、緊急的なコロナ対策とともにこれまでの政策的な対応について、国に地域から声を上げるということが必要に

なっているということで、今後についてはさらに検討していただきながら、私たちとしても米農家を守るような具体的な対応を個々にはしていきたいとは考えております。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私も今回初めて農民連さんの活動を聞かせてもらって、改めて歴史ある組織だなということを、30年近くということで確認をさせていただきました。

その中で、3千俵を超えるということ言われて、最近では1千俵になって、価格も2万円ということ、コントロールされていたということを確認させていただきましたが、農民連さん、この新城においてどれぐらいの農家さんが参加されている組織なのか伺いたいと思います。

○齊藤竜也委員長 松井さん。

○松井 寛参考人補助者 かつては、60人、80人とか、私、まだ来てから14年ぐらいなので、当初の記録ははっきり分からないんですが、かつては60名、80名ぐらいいたそうです。ただ、現在は20名ほどになっております。

お米の農家さんも高齢化でどんどん離農していっている、後は単純に作っているけども出荷するほど量がないということで離れていく方など様々ですけれども、減っております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 先ほど2万円を超える価格ということ言われておったんですけど、その売り先というのは特に何か、やはり向こうも農民連ということで買っていたかとかそういうことでよろしいのでしょうか。

○齊藤竜也委員長 白井さん。

○白井倫啓参考人 新城農民連の設立当初には、私もいなかったんですが、それから数年後ぐらいに関わり出しまして、その頃には設

立したのが新城の米農家を支えていこうと。そこから、新城の農家を支えようということで愛知県の新婦人という組織がありますが、新婦人と産直運動を始めたというのがスタートになりますが、このときにはその新婦人の組織の人たちも愛知県の農家を守ろうと、その出発点が新城の米農家からお米を集めて、先ほど言いましたように、3千俵を超えるほどの価格で対応できたということからスタートしています。

その頃は産直運動が珍しかったということと、新城農民連としてもできるだけ安心安全なお米を作りたい、それを支えてくれる人たちを求めているときに新婦人の皆さんとつながったところから始まっています。

○齊藤竜也委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 先ほどから、アクセス米のことを言われております。その中では、食糧法との整合性をどのように考えられているのか、私としてはそちらの問題まで入っていく内容になっているのかなと思いますが、今回コロナということで、次元的に食糧法を度外視してコントロールしてくれということ言われているのかなとも聞こえてしまいますけど、その辺の説明をお願いしたいと思いません。

○齊藤竜也委員長 白井さん。

○白井倫啓参考人 食糧法と今どうだったのかなというのは正直理解できておりませんので、お答えはできません。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 少し確認させてください。

請願事項1、2、3あります。で、ちょっと数字的な確認をお願いしたいんですけど、過剰在庫というのは現在どの程度、何万トンとか、それを国に買い上げてほしいということなんですけど、それで、下落が歯止めになるという根拠ですよ、その辺お願いし

ます。

それから、もう1点、買い上げたお米を生活困難者、学生への食料支援に活用する、それだけで消費可能なんでしょうか。また、その買い上げたものをまたそういう人たちに配るお金、手数料とかいろいろな経費がかかるんですけど、それだったらもうそういう人たちに現金を配ったほうがはるかに支援になるような気がして、そういう人たちが買い上げてもらえばいいんですけど、そういう発想にはならないのか。本当にこれで消費可能なかなっていうこと。

それから、ミニマムアクセス米については国と国との関係とかいろいろあるものですからなかなか難しい問題だとは思いますが、当然必要なことだと思っておりますけど、その辺についてお願いします。

○齊藤竜也委員長 松井さん。

○松井 寛参考人補助者 私が把握している中で、毎年6月末の国の在庫の数量である程度判断するということなんですけども、見通しとして現在ある資料だと、確定値で令和3年6月末の民間在庫が218万トンで、180万トンぐらいが適正らしいんですね。来年、令和4年の6月民間在庫量の予想が、この請願書にもあるんですけども、15万トン隔離したとして予想が198万トンから202万トンぐらいになるのではないかとされています。なので、まだ多い状況ではあるかなと思っております。

その全てを食料支援に回すことが、例えば20万トン食料支援に全部回せるかどうかというのは、規模が大きいので私は何とも言えないんですけども、確かに、現金配って、例えば現金なのかそれともお米券なのか分からないんですが、そういった政策もいいと思います。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちなみに、農民連で約20戸ほどが米農家ということなんですけど、その

方々の1反当たりの収穫というのはどの程度ですか。

○齊藤竜也委員長 松井さん。

○松井 寛参考人補助者 規模は様々なんですけども、多分平均すると大体4反ぐらいかなと。

○滝川健司委員 1反当たりの収量。

○松井 寛参考人補助者 収量ですか。収量は1反当たり8俵ちょっとぐらいですね。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 8俵なら結構いいほうかなと思うんですけど、有機無農薬の割にはウンカにもやられないのかよく分からないけど、8俵なら標準的な収量かな。分かりました。

あと、国のほうもコロナ対策で支援という形で交付金があるんですけど、それで水稲作付農家支援事業というのが今定例会にも補正予算で出ています。それだと、1反当たり5千円ということで、ないよりはましだと思うんですけども、かなり1俵当たりになると700円になるかならんかぐらいになってしまうもので、あんまり補助になるかどうか分かりませんが一応5千円ということで。

これを受けるに、水稲生産実施計画書兼営農計画書を新城市地域農業再生協議会へ提出している水稲農家ということなんですけど、そういうのにはちゃんとやられているのか。こういう補助金もあるけど、それを受けられる体制というのは取られているのか確認します。

○齊藤竜也委員長 松井さん。

○松井 寛参考人補助者 今、紹介された補助というのは今日初めて聞きましたので、まだ対応はしてないんですけども、今、言われた条件というの内容が分からないのでお答えできないんですけども、その内容、通過できるのであれば農家さんに周知してぜひとも、微々たるものですが、受けられるのであれば受けたいと。

ちょっと内容、まだ分からないので。

○齊藤竜也委員長 白井さん。

○白井倫啓参考人 国の補正予算も通りまして、選挙で語られました15トンの特別枠、これに対する金額も決まったようです。

今回の新城市が対応する補正予算の内容も恐らくその補正予算からの金額かと思いますが、対象者が1,700人幾ららしいもんですから、恐らく小規模農家は対象になってないんだらうなと思います。

私たち、今回求めているのは、米価の下落対策です。米価が一旦決まってしまうと、それがベースになって次の年が決まってしまうということになりますので、支援して1回で終わるのではなくて、求めたいのは米価の下落を抑えたいということになります。今年の価格を少しでも安定的にこれから上がっていくような価格にしてほしいということになりますので、ちょっと趣旨が違った形の支援になっているのかなということは考えました。

私も、先ほど初めてそういう支援があることを知りましたので、具体的な内容まではしっかり見ておりませんが。

これね、見させていただきましたので、これ見る限りでは、小規模農家、本当は家族農家を支えるという支援にはならないのではないかなという点では心配をしておりますので、請願とはちょっと趣旨が違ふところの支援にもなってしまうのかなとは思いました。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 それでは、以上で参考人に対する質疑を終了します。

引き続き、紹介議員に対する質疑に入りますが、質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 以上で、質疑は終了しました。

本日は、ありがとうございました。

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時24分

○齊藤竜也委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私は、先ほど確認させてもらった中では、やはり今回の請願の中に3つの項目がある、1、コロナ禍の過剰在庫を買入れ、2、コロナ禍による生活困窮者に活用、また3、国内消費にアクセス米を中止という3つの項目がありました。

このうち、私は1と3、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関わる案件であると思います。それゆえ、その辺の議論ができていないうちに、我々としても自治法にのっとった第99条の意見書を出すというのは時期尚早であると考えております。

その中でも、やはりこの新城市の農家の米価下落に対する思い、またそれらに対する対応を何らかしななければいけないという思いから、私は趣旨採択にするべきだと思いますのでよろしくお願いします。

○齊藤竜也委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 私は、コロナ禍による米価下落の対策を求める請願書に対し、採択したいと思います。

この請願は、米価下落、在庫増による農家の存続が非常に危うくなっているという危機感から出されたと思っております。

この請願事項の3つに関しましては、当面の措置として行うべきことと私も共感いたし

ますし、話の中では今後のこともしっかりと考えていってほしいという願いも込めております。

よって、今回のこの請願に対して採択したいと思います。

以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありますので、起立により採決します。

初めに、本請願を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○齊藤竜也委員長 起立多数と認めます。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○齊藤竜也委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。

閉 会 午前10時27分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 齊藤竜也